

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等 過度な協力貯金、過大な歩積両建貯金等の受入れ、他金融機関への過度な貯金紹介、組合の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や利用者の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引（注）の発生をどのように防止しているか。 （注）労働条件の引下げ強制なども含む。これらの点に関し、<u>企業価値担保権を設定した融資（後記「Ⅱ－６ 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組」参照）を行う場合であっても、通常の融資の場合と同様、組合は労働条件等（債務者における人員整理や労働条件の引下げ等）について決定する等の権限を有するものではなく、企業価値担保権設定の目的も、組合が中小漁業者等（その従業員を含む）の労働条件等に影響を及ぼすことでない点に、留意が必要である。その他、企業価値担保権を利用した融資を行うに当たっての留意点として「事業性融資の推進等に関する法律等に関する留意事項について」（金融庁。</u>	Ⅱ 組合監督上の評価項目 Ⅱ－３ 業務の適切性 Ⅱ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項） Ⅱ－３－１－７ 不適切な取引等 Ⅱ－３－１－７－２ 正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生の防止等 過度な協力貯金、過大な歩積両建貯金等の受入れ、他金融機関への過度な貯金紹介、組合の業務範囲に含まれない商品等の紹介斡旋、利用者の印鑑等の預かり、関連会社等との取引の強要等独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用や利用者の実際の資金需要に基づかない決算期を跨った短期間の与信取引の依頼など正常な取引慣行に反する不適切な取引の発生をどのように防止しているか。 （新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<u>以下「事業性融資の推進等に関する法律等ガイドライン」という。）において「法第7条関係」として定められた項目も参照。</u> また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。 さらに、漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。 Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組 Ⅱ－6－1 意義 金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う中小漁業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、組合が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日：閣議決定） <u>なお、令和6年6月には、事業性融資の推進等に関する法律（令</u>	また、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成20年法律第90号）の衆議院における附帯決議の趣旨を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に際しては、厳正な政治的中立性が確保されているかどうか。 さらに、漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行われているか。 Ⅱ－6 将来の成長可能性を重視した融資等に向けた取組 Ⅱ－6－1 意義 金融が実体経済、6次産業化など新たな取組等を行う中小漁業者等のバックアップ役としてそのサポートを行うとともに、金融自身が成長産業として経済をリードするためには、組合が、支援対象の特性等に適した成長資金を供給する取組を行っていくことが重要である。こうした取組を更に促進させる観点から、考え方を整理し、明確化した。 （参考）「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日：閣議決定）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
和6年法律第52号)が成立し、企業価値担保権制度が創設された。<u>企業価値担保権制度は、労働者や商取引先を適切に保護し、金融機関による事業の継続及び成長のための支援を円滑にすることを旨とするものであり、将来の成長可能性を重視した融資等の事業性に着目した融資実務に適合する新たな選択肢となるものである。特に企業価値担保権を利用して将来の成長可能性を重視した融資等に取り組む際の留意事項については、事業性融資の推進等に関する法律等ガイドラインを参照。</u> Ⅱ－6－2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的な考え方 組合による成長可能性を重視した融資等の取組については、各組合の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、中小漁業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「中小漁業者等の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている（注）。 （参考）具体的な態勢整備の例 （略） （注）組合が、上記のような中小漁業者等の成長性等に着目した融資に伴い、中小漁業者等に対して助言等を行うに当たっては、<u>まずは経営者が自らの経営の目標や課題を明確に見定め、これを実現・解決するために主体的に取り組んでいくことが重要であり、組合には、借り手中小漁業者等の事業拡大や経営改善等</u>	Ⅱ－6－2 成長可能性を重視した融資等の取組に係る基本的な考え方 組合による成長可能性を重視した融資等の取組については、各組合の自主的な経営判断により実施されるべきものであるが、例えば、以下に例示される取組を行うなど、中小漁業者等の技術力・販売力・成長性等、事業そのものの採算性・将来性又は事業分野の将来見通し（以下「中小漁業者等の成長性等」という。）を重視した融資態勢の整備が図られていることが期待されている。 （参考）具体的な態勢整備の例 （略） （新設）

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<u>に向けた自助努力を最大限支援していくことが求められることについて、留意する必要がある。また、通常、与信を提供することのみをもって、当該中小漁業者等（その従業員を含む）との関係で労働組合法上の使用者に該当するとはいえないものの、組合が「基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある」場合等には、労働組合法上の使用者性を有する可能性があることにも留意する必要がある。</u> <u>特に企業価値担保権を利用した融資を行う場合には、事業性融資の推進等に関する法律等ガイドラインにおいて「法第7条関係」として定められた項目も参照。</u> Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－８－４－２ 水協法に基づく債権の額の開示区分 信用事業命令第48条第1項第1号ホ（２）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ（２）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件	Ⅲ－４－８ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性 Ⅲ－４－８－４ 開示に当たっての留意事項 Ⅲ－４－８－４－２ 水協法に基づく債権の額の開示区分 信用事業命令第48条第1項第1号ホ（２）に定める基準に従い、以下のとおり区分する（開示対象についても、信用事業命令第48条第1項第1号ホ（２）に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。）。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。 (1)・(2) (略) (3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③ (略) ④ <u>「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」(令和8年5月金融庁)Ⅱ(4)(D)(補論2)の要件(金融機関において、経営戦略や融資方針と整合的な形で、個々の案件における事業者とのコミュニケーション・経営改善支援等の審査・期中管理が適切に行われ、また、金融機関の経営陣主導のもとで、金融機関の内部統制の実効性や持続性の確保、必要が認められた場合の態勢の見直</u>	及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小漁業者等である場合は、その財務状況のみならず、その技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて区分することが適当である。 (1)・(2) (略) (3) 貸出条件緩和債権 貸出条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金」をいう。 ①～③ (略) (新設)

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現 行
<u>し等が適切に行われている場合において、（企業価値担保権付き融資の基礎となる）事業計画における売上高、費用及び利益の予測等を含む経営改善の見込み・返済の見込みが十分に実現可能であると金融機関が判断しているとき）を満たす企業価値担保権付き融資については、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u> （注） （略） （４） （略）	（注） （略） （４） （略）

附 則

この通知の改正は、令和８年７月１日から適用する。